

実務対応報告公開草案第30号「電子記録債権に係る会計処理
及び表示についての実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成21年3月10日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

「譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に、保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行う。」とされている。

これは、電子記録債権の譲渡によって、金融資産の消滅を認識することを前提としていると考えられる。しかし、金融資産の消滅を認識する部分について、明確に規定されていないので、この点を明確に記載すべきものとする。もし、電子記録債権の譲渡によって、金融資産の消滅を認識することを前提としていないのであれば、「金融資産の消滅認識の可否を検討した上で、消滅を認識する場合には」という趣旨のワーディングを追加すべきである。

以 上